

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

提出者 議会運営委員長 阿 部 悦 博

(説明)

大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延時に、委員会をオンラインによる方法により開催することを可能にするため、開会方法の特例を定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

青梅市議会委員会条例（昭和 4 5 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第 1 5 条の 2 委員長は、大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 2 0 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第23条第2項、第25条第1項、第26条第2項および第29条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。